

No. 1117 (2020.10.20)

## 主要国における中小企業向け給付金

### —コロナショックへの対応—

はじめに	4	ドイツ
I 中小企業向け給付金の背景と特徴	5	フランス
1 コロナショックと中小企業向け給付金	III	各国比較
2 中小企業向け給付金の特徴	1	制度概要
II 主要国の制度概要	2	給付の迅速性
1 日本	3	最近の動向
2 米国		今後の課題—結びにかえて—
3 英国		

キーワード：新型コロナウイルス感染症、コロナショック、給付金、中小企業、個人事業主、資金繰り支援

- コロナショック下において主要国で導入された中小企業向け給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響によって売上高の大幅な減少に直面している中小企業等に対して、返済不要な資金を迅速に給付するものである。
- 日本、英国、ドイツ、フランスでは、中小企業向け給付金の制度を新設して緊急対策を行っている。一方で、米国は、政策金融の融資制度において、給付的機能を追加するという対応方法をとっている点が特徴的である。
- 各国では、中小企業等に対して迅速に給付金が届くことが重要視された。他方で、迅速性の重視による不正受給の増加が指摘されており、迅速な給付と不正受給等の抑制をいかに両立させるかは、各国に共通する課題である。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 おかだ さとる 岡田 悟

## はじめに

2020年3月<sup>1</sup>以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の感染拡大を防止するために、世界各国において外出や営業が制限又は自粛され、その影響で経済活動が急速に縮小した（以下「コロナショック」）。中小企業や個人事業主（以下「中小企業等」）も、経済活動の制限や自粛等により収益機会を失い、事業に深刻な影響が生じた。

コロナショックを受けて、各国では、企業の倒産や失業の急増を回避することを目的として、大規模かつ多様な企業支援策が実施された<sup>2</sup>。中でも、緊急融資、公的信用保証、納税猶予等の従来型の資金繰り支援に加えて、中小企業等に対して返済不要の資金を給付する措置が行われたことが注目される。このような中小企業向け給付金<sup>3</sup>は、少なくとも日本においては過去に実施された例がなく<sup>4</sup>、中小企業等への支援としては異例の措置と言える。

本稿では、各国でコロナショックへの経済対策が急務となっていた時期（3～7月）において主要国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス）で導入された中小企業向け給付金について、概要をまとめるとともに、それらの比較を行い、今後の課題に言及する。

## I 中小企業向け給付金の背景と特徴

### 1 コロナショックと中小企業向け給付金

従来の経済危機は、主に需要面のショックから生じ、政策対応においても財政・金融政策による需要刺激が重要な役割を果たしてきた。一方、今般のコロナショックにおいては、感染拡大防止の目的で人々の外出や企業の営業活動を大幅に制限する措置が実施されたことにより、生産活動の停滞（供給ショック）と消費活動の停滞（需要ショック）が同時に生じたことが、大きな特徴である<sup>5</sup>。

さらに、生産活動や消費活動自体が、新型コロナの感染を拡大させる負の外部性<sup>6</sup>を持つため、感染拡大が続く状況下においては、需要刺激策が適切な政策対応とならない。このような点で、コロナショックは、過去の経済危機とは大きく性質が異なるとされる。

\* 本稿は2020年9月28日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

<sup>1</sup> 以下、年の記載がない限り、日付は全て2020年のものである。

<sup>2</sup> コロナショックに対する主要国の経済対策の概要については、国立国会図書館調査及び立法考査局「新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1111号, 2020.9.8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11537739\\_po\\_1111.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537739_po_1111.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>3</sup> 国によって、名称は給付金、支援金、助成金などと異なる。本稿では、返済が不要で、資金使途に細かな制限を設けない即時給付型の資金援助を「給付金」と定義し、各国の中央政府によって措置された給付金を紹介する。

<sup>4</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第26回）」2020.4.6. 首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202004/06corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/06corona.html)> 等。

<sup>5</sup> コロナショックとその影響については、以下の文献等を参考にした。小池拓自「コロナショックと企業—2020年上半期の企業業績を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1114号, 2020.10.6. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11547389\\_po\\_1114.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11547389_po_1114.pdf?contentNo=1)>; 大森健吾「コロナショックと財政・金融政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1105号, 2020.7.14. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11511177\\_po\\_1105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11511177_po_1105.pdf?contentNo=1)>; 森川正之「コロナ危機と日本経済」小林慶一郎・森川正之編著『コロナ危機の経済学—提言と分析—』日経BP日本経済新聞出版本部, 2020, pp.5-24; 小峰隆夫「日本経済を襲うコロナショック—需要、供給、所得を止める未曾有の複合危機—」『中央公論』134巻6号, 2020.6, pp.38-45.

<sup>6</sup> 大気汚染等の公害と同様に、経済活動が、市場取引の当事者以外にも感染拡大等の負の影響を及ぼすこと。

コロナショックによって、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業等を中心に、企業の売上高は急激かつ大幅に減少した。さらに、コロナショックの影響は、企業規模に関しても偏りがあるとされ、規模の小さい企業ほど経営悪化の度合いが大きい傾向がある。こうした状況に対し、中小企業等の資金繰りを支える緊急対策が必要となり、各国では、給付金、緊急融資、公的信用保証、納税猶予等の様々な支援策が実施されている。

企業倒産の急増は、関係する主体（経営者、株主、従業員、取引先、金融機関等）に大きな損害を与えるにとどまらず、マクロ経済的にも、経営ノウハウや人的資本等の離散による潜在成長率<sup>7</sup>の低下や、システムミック・リスク<sup>8</sup>による金融危機の発生といった負の影響を及ぼし得る。経済ショック下において、倒産増加を回避するための資金繰り支援は、十分に正当化される<sup>9</sup>。加えて、異例の措置と言える今般の給付金の背景には、政府による感染拡大防止策が中小企業等の売上減少の一因になっているという面があるとも考えられる。

## 2 中小企業向け給付金の特徴

従来、短期的な経済ショックに見舞われた際の中小企業等に対する資金面の支援としては、緊急融資、公的信用保証、納税猶予、補助金・助成金が行われてきた。今般、主要国で実施されている中小企業向け給付金は、売上高が大幅に減少した中小企業等に対して、返済不要な資金を迅速に給付するものである。

給付金は、融資や公的信用保証、納税猶予と比べると、将来の返済等が不要である点が大きく異なる。また、補助金や助成金は、申請に対する審査が行われ、対象となる事業又は費用支出を行った後に、その費用の全部又は一部が後払い精算されるのが一般的であり、実際に資金が給付されるまでには相応の時間と労力を要する。一方で、給付金は、相対的に簡易な申請及び審査の後に即時給付となるため、支援の迅速性に優れている。

その他、外部性の観点から見ると、コロナショック下における中小企業向け給付金は、ピグー補助金<sup>10</sup>のような機能を持つと考えられる。つまり、営業が感染拡大につながるような業種に対して、政府が休業による売上減少を緩和する措置（給付金）を行うことで、店舗が休業しやすい環境となり、結果として負の外部性（感染拡大）による経済損失が抑制されるのである<sup>11</sup>。

ただし、上記の利点がある一方で、中小企業向け給付金には、財政支出が巨額となりやすい、一律的な救済により非効率な企業の温存につながる、経営者のモラルハザード<sup>12</sup>を招きやすい等の問題点があることも指摘できる。事実として、給付金による企業支援は、少なくとも日本においては、大災害の発生や金融危機といった過去の危機時において実施されなかった。

<sup>7</sup> 中長期において持続可能な経済成長力を指し、通常、労働投入、資本投入、全要素生産性の3つの要素から推計される。

<sup>8</sup> 個別の金融機関の支払い不能等や、特定の市場又は決済システム等の機能不全が、他の金融機関、他の市場、又は金融システム全体に波及するリスク。

<sup>9</sup> 森川 前掲注(5), pp.16-17; 早川英男「コロナ・ショック下の金融と経済（第3回） コロナ・ショックと潜在成長率」2020.7.31. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3498>> 等。

<sup>10</sup> 外部不経済を是正する政策手段の一つ。例えば、汚染物質排出等の外部不経済の元となる企業の生産に対し、汚染物質の排出抑制に補助金を出すことで、環境負荷も勘案された社会的に最適な生産水準を達成できるようになる。

<sup>11</sup> 神取道宏『ミクロ経済学の力』日本評論社, 2014, pp.262-269; 熊野英生「現金給付の大論争（下）—ピグーの補助金という考え方—」『Economic Trends』2020.4.2. <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2020/kuma200402ET1.pdf>> 等を参考にした。ただし、各国の給付金は、中小企業等に対象を限定する、抑制する経済活動によらず一定額の給付を行うといった制度設計になっていることが多く、その場合、厳密には外部不経済を内部化したことにはならない。

<sup>12</sup> ここでは、経済危機や景気後退時における手厚い企業救済の実施が予想されることによって、経営者が平時の経営努力や危機への備えを低下させることを指す。

## II 主要国の制度概要

### 1 日本

日本では、持続化給付金と家賃支援給付金の2つの給付金が導入されている。これら給付金について、7月時点における概要をまとめたのが表1である。

表1 持続化給付金及び家賃支援給付金の概要【日本】

	持続化給付金	家賃支援給付金
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>中堅企業（資本金10億円未満）、中小企業（医療法人、農業法人、NPO法人等を含む）</li> <li>個人事業主、フリーランス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中堅企業（資本金10億円未満）、中小企業（医療法人、農業法人、NPO法人等を含む）</li> <li>個人事業主、フリーランス</li> </ul>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年12月以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある</li> <li>1月以降、新型コロナの影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある【6月29日以降】</li> <li>主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業主等、1～3月の間に創業した中小企業等を給付対象に追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年12月以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある</li> <li>5～12月の事業収入が、新型コロナの影響により1か月で前年同月比50%以上減少、又は3か月合計で前年同期比30%以上減少した期間がある</li> <li>自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている</li> </ul>
給付額*	法人：最大200万円 個人事業主・フリーランス：最大100万円 ※給付金は課税対象	法人：最大600万円 個人事業主・フリーランス：最大300万円 ※給付金は課税対象
受付期間	2020年5月1日～2021年1月15日	2020年7月14日～2021年1月15日
予算規模	2兆3176億円（第1次補正予算） 1兆9400億円（第2次補正予算）	2兆242億円（第2次補正予算）

\* 持続化給付金の給付額は、対象月（月間事業収入が前年同月比50%以下となる月のうち、企業等が任意で選択した月）の属する事業年度の前事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入を12倍した金額を差し引いた額。

\* 家賃支援給付金の給付額は、申請時の直前1か月における支払い賃料等に基づき算定した給付額（月額、最大100万円）を6倍した額。

（出典）「新型コロナウイルス感染症関連」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>>; 持続化給付金ウェブサイト <<https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html>>; 家賃支援給付金ウェブサイト <<https://yachin-shien.go.jp/index.html>> 等を基に筆者作成。

持続化給付金は、新型コロナの感染拡大の影響等により事業収入（売上高）が大きく減少している中小企業等の事業継続を支えるための給付金である。4月7日に閣議決定された緊急経済対策<sup>13</sup>に盛り込まれ、4月30日の令和2（2020）年度第1次補正予算成立により導入された。給付申請の受付は5月1日に開始されている。

その後、6月12日の第2次補正予算成立により、同給付金の予算が追加されるとともに、新たに、①主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業主・フリーランス、②1～3月の間に創業した中小企業・個人事業主を給付対象に含める制度拡充が行われた。

家賃支援給付金は、5月4日に発出された緊急事態宣言の延長等により事業収入の減少に直

<sup>13</sup> 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」 （令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更） pp.21-22. <[https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf)>

面する中小企業等の事業継続を下支えするため、地代や家賃といった固定費の負担を軽減する目的で導入された。6月12日成立の第2次補正予算で予算措置され、給付申請の受付は7月14日に開始されている。

## 2 米国

米国では、中小企業等に対する給付金は導入されていない。ただし、給付的機能を併せ持った融資として、給与保護プログラム（Paycheck Protection Program: PPP）や経済的損害・災害融資（Economic Injury Disaster Loans: EIDL）が実施されている。いずれも融資の形態をとっているが、PPPには、融資額のうち条件を満たす部分は返済が免除される仕組みがあり、EIDLには、返済不要な緊急資金を給付する仕組み（EIDL アドバンス）が追加されている。

他の主要国が給付金の制度を新設して緊急対策を行っている一方で、米国は、政策金融の融資制度において、給付的機能を追加するという対応方法をとっている点が特徴的である。7月時点におけるPPPとEIDLアドバンスの概要をまとめたのが表2である。

表2 給与保護プログラム（PPP）及びEIDLアドバンスの概要【米国】

	PPP	EIDL アドバンス
対象	中小企業、個人事業主、フリーランス、基準を満たす非営利団体等	中小企業、農業関連事業者、非営利団体
主な融資要件	2月15日時点で事業を開始していた	【EIDLの融資要件】新型コロナが原因で事業に経済的損害が発生している
融資上限／給付額	融資上限は、直近12か月間の人件費の月平均額の2.5倍、又は1000万ドル	給付額は、従業員1人につき1,000ドル（最大で1万ドル）
返済免除条件／給付申請手続	<p>【返済免除条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の人件費に充てた分は、返済免除対象（雇用削減した場合は、免除を減額）</li> <li>・不動産ローン金利、家賃、光熱費等の認定経費分は、融資額の40%までに限り返済免除対象</li> </ul> <p>※返済免除分は非課税扱い</p>	<p>【給付申請手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EIDLの融資申請者は、併せてEIDLアドバンスにも申請が可能</li> <li>・審査の後、返済不要な緊急資金を給付</li> </ul>
受付期間	2020年4月3日～8月8日	2020年3月29日～7月11日
予算規模	3490億ドル（CARES法） 3210億ドル（PPP及び医療強化法）	100億ドル（CARES法） 100億ドル（PPP及び医療強化法）

(注) EIDLアドバンスによる資金給付を受けた場合は、その金額がPPPの返済免除額から控除される。

(出典) “Paycheck Protection Program.” SBA Website <<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program>>; “Economic Injury Disaster Loans.” *idem* <<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/economic-injury-disaster-loans>>; GAO, “COVID-19 Opportunities to Improve Federal Response and Recovery Efforts,” 2020.6, pp.34-36, 231-233. <<https://www.gao.gov/assets/710/707839.pdf>> 等を基に筆者作成。

PPPは、中小企業庁（Small Business Administration: SBA）の既存の7(a)融資プログラム<sup>14</sup>を一時的に拡充した制度で、中小企業等が雇用水準及び給与水準の維持等の条件を満たせば、融資額の全部又は一部の返済が事後的に免除される。3月27日制定の「コロナウイルス支援・救済・

<sup>14</sup> 中小企業法第7条(a)を根拠とし、SBAが融資の大部分に対する保証を行うなどにより、中小企業が金融機関からの融資を受けやすくしたプログラム。

経済安全保障法」(以下「CARES 法」)<sup>15</sup>によって予算措置され、4月3日から給付申請の受付が開始された。しかし、申請が殺到したことで予算枠(3490億ドル)を急速に消化し、4月16日には新規受付が一時停止された。その後、4月24日の「PPP及び医療強化法」<sup>16</sup>制定により予算が追加されたことで、4月27日から申請受付が再開された。また5月以降も、関連法の制定による制度変更が行われている<sup>17</sup>。

EIDLは、災害援助に関する既存の中小企業向け融資制度であり、PPPと同様に、CARES法によって制度拡充(融資要件の緩和、EIDLアドバンスの追加等)が行われた。追加されたEIDLアドバンスは、中小企業等に返済不要な緊急資金を給付するもので、EIDLの融資申請者が同時に申し込むことができる。同制度も、申請の殺到による新規受付の一時停止(4月15日～)があり、PPP及び医療強化法による予算追加に伴い、5月4日から農業関連事業者の申請受付が、6月15日からは全対象企業の申請受付が再開された<sup>18</sup>。その後、予算消化に伴い、7月11日に申請受付が終了している<sup>19</sup>。

### 3 英国

#### (1) 中小企業向け助成金

英国では、イングランドに拠点を置く中小企業を対象とした給付金として、中小企業助成金(Small Business Grant Fund: SBGF)、小売、観光、レジャー産業向け助成金(Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund: RHLGF)、地方自治体裁量助成金(Local Authority Discretionary Grants Fund: LADGF)という3種類の制度が実施されている(表3)<sup>20</sup>。

SBGFとRHLGFは、3月11日発表の2020年度予算書及び予算演説でその構想が示され、3月17日発表の第2次経済対策において給付規模が拡充された<sup>21</sup>。給付の要件や申請手続等は、4月1日に公表されている<sup>22</sup>。その後、5月2日には、2つの助成金の対象から外れているが、比較的高額の不動産関連固定費を負担している中小企業に対する支援として、追加的な助成金(LADGF)の導入が発表された<sup>23</sup>。LADGFは、地域の事情に応じて各自自治体が助成金額や給付要件等を裁量的に決定することができる。

<sup>15</sup> Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act, P.L.116-136, 134 Stat. 281 (2020)

<sup>16</sup> Paycheck Protection Program and Health Care Enhancement Act, P.L.116-139, 134 Stat. 620 (2020)

<sup>17</sup> 6月5日制定の「PPP柔軟化法」(Paycheck Protection Program Flexibility Act of 2020, P.L.116-142)により返済免除条件の緩和等が行われ、7月4日のCARES法改正(P.L.116-147)により申請期限が8月8日まで延長された。

<sup>18</sup> GAO, “COVID-19: Opportunities to Improve Federal Response and Recovery Efforts,” 2020.6, pp.232-233. <<https://www.gao.gov/assets/710/707839.pdf>>

<sup>19</sup> “SBA Provided \$20 Billion to Small Businesses and Non-Profits Through the Economic Injury Disaster Loan Advance Program,” 2020.7.11. SBA Website <<https://www.sba.gov/about-sba/sba-newsroom/press-releases-media-advisories/sba-provided-20-billion-small-businesses-and-non-profits-through-economic-injury-disaster-loan>>

<sup>20</sup> 以下、英国については、イングランドにおける助成金を取り上げる。なお、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいても、域内に拠点を置く中小企業を対象とした助成金(SBGF及びRHLGFに類する制度)が導入された。

<sup>21</sup> “Chancellor announces additional support to protect businesses,” 2020.3.17. Gov.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/chancellor-announces-additional-support-to-protect-businesses>>

<sup>22</sup> “Check if you’re eligible for the coronavirus Small Business Grant Fund,” 2020.4.1. *ibid.* <<https://www.gov.uk/guidance/check-if-youre-eligible-for-the-coronavirus-small-business-grant-fund>> SBGFとRHLGFは、まず要件を満たす企業に対して地方自治体が通知を行う手順となっており、通知を受けて企業側が給付請求を行う。

<sup>23</sup> “Top-up to local business grant funds scheme,” 2020.5.2. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/news/top-up-to-local-business-grant-funds-scheme>>

表3 中小企業向け助成金（SBGF, RHLGF, LADGF）の概要【英国】

	中小企業助成金 (SBGF)	小売、観光、レジャー産業 向け助成金 (RHLGF)	地方自治体裁量助成金 (LADGF)
対象	中小企業	小売、観光、レジャー産業 に属する企業	中小企業
主な要件	非居住用不動産を占有し ており、3月11日時点で ビジネスレート*の減免 措置等を受けている	非居住用不動産を所有して おり、ビジネスレート*課税 の元となる不動産評価額が 5万1000ポンド未満である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアオフィス等の比較的高額の不動産関連固定費を負担している</li> <li>・不動産を占有しており、その不動産評価額又は年間の家賃支払い等が5万1000ポンド未満である</li> <li>・新型コロナの影響で売上高が大きく減少している</li> </ul>
給付額	1万ポンド ※給付金は課税対象	不動産評価額により、2万 5000ポンド又は1万ポンド ※給付金は課税対象	2万5000ポンド、1万ポンド又は1万 ポンド未満（自治体によって異なる） ※給付金は課税対象
受付期間	2020年4月～	2020年4月～	2020年5月～
予算規模	計129億ポンド		

\* ビジネスレート (business rates) : 非居住用不動産の占有者に課せられる固定資産税。

(注) イングランドに拠点を置く企業が対象。複数の助成金を重複して受給することはできない。

(出典) “Business finance and support: Guidance and regulation,” Gov.UK Website <[https://www.gov.uk/business/finance-support/guidance\\_and\\_regulation](https://www.gov.uk/business/finance-support/guidance_and_regulation)>; “Coronavirus grant funding: local authority payments to small and medium businesses,” Data Gov.UK Website <<https://data.gov.uk/dataset/5dcb1fb0-6497-44ff-a3ff-ff526de9f836/coronavirus-grant-funding-local-authority-payments-to-small-and-medium-businesses>> 等を基に筆者作成。

## (2) 個人事業主所得支援制度

個人事業主やフリーランスに対しては、過去の営業利益水準の一部を補填する給付が行われた。この個人事業主所得支援制度 (Self-Employment Income Support Scheme: SEISS) では、新型コロナによって事業に悪影響が生じている個人事業主及びフリーランス (営業利益が年間5万ポンド未満) を対象に、1か月当たりで営業利益 (事業収入) の80%又は2,500ポンドを上限として、計3か月分が給付される<sup>24</sup>。同制度では、5月13日から7月13日まで申請受付が行われ、給付総額は78億ポンドであった<sup>25</sup>。

## 4 ドイツ

ドイツでは、3月23日、新型コロナの感染拡大の影響を受けている中小企業等に対する500億ユーロの緊急支援プログラム (Soforthilfe) が発表され<sup>26</sup>、3月27日の「2020年度第1次補正予算法」<sup>27</sup>や「経済安定化基金法」<sup>28</sup>の成立により、同プログラムが創設された (表4)。なお、

<sup>24</sup> Antony Seely David Hirst, “Coronavirus: Self-Employment Income Support Scheme,” *House of Commons Library Briefing Paper*, Number 8879, 2020.9.24, pp.5-7. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8879/CBP-8879.pdf>>

<sup>25</sup> “HMRC coronavirus (COVID-19) statistics: Self-Employment Income Support Scheme,” 2020.9.22. Gov.UK Website <<https://www.gov.uk/government/collections/hmrc-coronavirus-covid-19-statistics#self-employment-income-support-scheme>>

<sup>26</sup> „Eckpunkte „Corona-Soforthilfe für Kleinunternehmen und Soloselbständige“,“ 2020.3.23. <[https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/E/eckpunkte-corona-soforthilfe.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=4](https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/E/eckpunkte-corona-soforthilfe.pdf?__blob=publicationFile&v=4)>

<sup>27</sup> Gesetz über die Feststellung eines Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 556)

<sup>28</sup> Gesetz zur Errichtung eines Wirtschaftsstabilisierungsfonds (Wirtschaftsstabilisierungsfondsgesetz - WStFG) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 543)

表4に示した概要は、連邦政府予算による給付プログラムの内容であり、実際には、各州において追加的な財政支出を行うことで、給付の対象や金額を拡充する例が見られた<sup>29</sup>。

また、6月3日には、新たな景気刺激策として追加の経済対策が発表され、7月3日に同経済対策に関連する「2020年度第2次補正予算法」<sup>30</sup>が成立した。これにより導入されたつなぎ支援金（Corona Überbrückungshilfe）は、新型コロナウイルスの影響で売上高の減少が継続している企業や個人事業主等を対象に、固定費負担を軽減して事業継続を支援するための給付金である（表4）。

表4 緊急支援プログラムとつなぎ支援金の概要【ドイツ】

	緊急支援プログラム	つなぎ支援金
対象	中小企業、個人事業主、フリーランス	企業、個人事業主、フリーランス、非営利団体
主な要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が10人以下</li> <li>・新型コロナウイルスの影響で経済的に困難な状況にある</li> <li>・損害の発生が3月11日より後である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除外基準（公営企業、年間売上高が7億5000万ユーロ以上等）に該当しない</li> <li>・4月と5月の売上高合計が前年同期比で60%以上減少した</li> <li>・6～8月の固定費*の40～80%相当額（該当月の売上高減少割合によって異なる）を給付する</li> </ul>
給付額	3か月分の支援として以下を一括給付 従業員5人以下：最大9,000ユーロ 従業員10人以下：最大1万5000ユーロ ※給付金は課税対象	3か月での上限額は以下のとおり 従業員5人以下：9,000ユーロ 従業員10人以下：1万5000ユーロ その他の企業等：15万ユーロ ※給付金は課税対象
受付期間	2020年3月末～5月31日	2020年7月8日～8月31日
予算規模	500億ユーロ	246億ユーロ

\* 算定の対象となる固定費は、賃貸料、リース料、借入金利、光熱費、固定資産税、通信費等。

（出典）„Eckpunkte „Corona-Soforthilfe für Kleinunternehmen und Soloselbständige“,“ Bundesministerium für Wirtschaft und Energie Website <[https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/E/eckpunkte-corona-soforthilfe.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=4](https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/E/eckpunkte-corona-soforthilfe.pdf?__blob=publicationFile&v=4)>; „Eckpunkte der Überbrückungshilfe,“ Bundesministerium für Wirtschaft und Energie Website <<https://www.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de/UBH/Redaktion/DE/Artikel/allgemeine-informationen-zur-ueberbrueckungshilfe.html>> 等を基に筆者作成。

## 5 フランス

フランスでは、3月23日の「2020年度第1次補正予算法」<sup>31</sup>の制定等<sup>32</sup>により、感染拡大防止策で営業を禁止された飲食、小売、観光関連業を対象とする支援金のための連帯基金（fonds de solidarité）が創設された。当初、連帯基金による支援金（連帯基金支援金）は、売上高が大

<sup>29</sup> 例えば、バイエルン州では、州独自の制度を組み合わせ、従業員50人以下の企業に対して3万ユーロ、従業員250人以下の企業に対して5万ユーロという給付の拡充を行っている。各州における給付額等の概要をまとめた資料として、“COVID-19: Pressure points: Financial support for businesses on state level (GERMANY),” 2020.4.16. Herbert Smith Freehills Website <<https://www.herbertsmithfreehills.com/latest-thinking/covid-19-pressure-points-financial-support-for-businesses-on-state-level-germany>>

<sup>30</sup> Gesetz über die Feststellung eines Zweiten Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Zweites Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 14. Juli. 2020 (BGBl. I S. 1669)

<sup>31</sup> Loi n° 2020-289 du 23 mars 2020 de finances rectificative pour 2020 <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000041746298](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000041746298)>

<sup>32</sup> 補正予算のほか、オルドナンス第2020-317号（Ordonnance n° 2020-317 du 25 mars 2020 portant création d'un fonds de solidarité à destination des entreprises particulièrement touchées par les conséquences économiques, financières et sociales de la propagation de l'épidémie de covid-19 et des mesures prises pour limiter cette propagation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000041755852>>）による。



大きく減少している飲食、小売、観光関連業の小規模企業等に対し、1か月当たり最大1,500ユーロを給付する設計であった。

その後、連帯基金支援金は、営業制限の期間延長<sup>33</sup>や中小企業等の経済的困窮、補正予算法の制定<sup>34</sup>等を背景に、累次の拡充が行われた。表5は、7月時点における連帯基金支援金の概要をまとめたものである。

表5 連帯基金支援金の概要【フランス】

連帯基金支援金		
	第1次支援	第2次支援（追加給付）
対象	小規模企業、個人事業主、フリーランス等	経済的困難の程度が極めて高い小規模企業等
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下を満たす企業等</li> <li>①従業員10人以下</li> <li>②直近決算の売上高が100万ユーロ未満</li> <li>③年間課税対象利益が6万ユーロ未満</li> <li>・3～6月の各月売上高について、前年同月比又は前年月平均比で50%以上減少した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に加え、以下の要件を満たす企業等</li> <li>・30日以内に支払うべき負債や不動産賃料等の固定費支払いができない</li> <li>・①従業員を1人以上雇用している、又は②前年度の売上高が8,000ユーロ以上で3月1日から5月11日までの間に店舗営業を禁止された</li> </ul>
給付額	該当月当たり最大1,500ユーロ ※給付金は非課税扱い	左記に加え、2,000～5,000ユーロを追加給付（1回限り） ※給付金は非課税扱い
受付期間	2020年3月31日～8月31日	2020年4月15日～8月15日
予算規模	80億ユーロ	

(注) 飲食、ホテル、観光、レジャー、文化関連産業等の中小企業等に対しては、要件の緩和や追加給付の増額といった特例措置がある。具体的には、給付対象の要件が、売上高200万ユーロ未満かつ従業員数20人以下に拡大されるとともに、追加給付額が最大1万ユーロに増額される。

(出典) “LE FONDS DE SOLIDARITE: Quelles démarches pour quelles entreprises?” (CORONAVIRUS COVID-19), 2020.6.30. economie.gouv.fr Website <[https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds\\_de\\_solidarite.pdf](https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds_de_solidarite.pdf)>; Décret n° 2020-873 du 16 juillet 2020 modifiant le décret n° 2020-371 du 30 mars 2020 relatif au fonds de solidarité à destination des entreprises particulièrement touchées par les conséquences économiques, financières et sociales de la propagation de l'épidémie de covid-19 et des mesures prises pour limiter cette propagation <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042121268/>> 等を基に筆者作成。

### III 各国比較

#### 1 制度概要

前章で紹介した各国の給付金等について、対象、給付額の例、予算規模等を比較したものが表6である。ただし、各国の給付額や予算規模については、各国固有の事情や他の企業支援策との兼ね合いなどにもよるため、必ずしも金額によって支援の大小は判断できない。

給付金の対象は、各国ともおおむね中小企業、個人事業主・フリーランスとなっているが、従業員数や売上高等でより小規模の企業を対象を限っている例も見られる（英国、ドイツの緊急支援プログラム、フランス）。一方で、日本では中堅規模の企業（資本金数億～10億円未満）を給付対象に含めており、ドイツのつなぎ支援金でも、中小企業を超える規模の企業が給付対

<sup>33</sup> フランスでは、当初、感染拡大防止策として3月17日から15日間の予定で営業制限が実施されていたが、その後、営業制限の期間が4月15日までに延長され、次いで、同期限が5月11日まで延長された。

<sup>34</sup> 4月25日の「2020年度第2次補正予算法」の制定、7月30日の「2020年度第3次補正予算法」の制定。

象に含まれ得る。

給付額は、米国の PPP の返済免除額やドイツのつなぎ支援金で上限額が大きくなっているものの、中小規模の企業に対応する金額を見ると、各国とも日本円換算<sup>35</sup>で 100 万円から数百万円の水準となる例が多い。給付金等への課税については、日本、英国、ドイツは、益金算入による課税対象となっており<sup>36</sup>、米国（PPP）、フランスは非課税扱いである<sup>37</sup>。

予算規模は、各国における複数の制度を合算した大まかな比較となるが、各国ともに非常に大きな金額となっている。日本において2つの給付金の合計で6兆円を超えるほか、フランス以外は日本円換算で数兆円を超えている。対 GDP 比で見ると、米国（3.2%）<sup>38</sup>とドイツ（2.2%）が高く、次いで日本（1.1%）と英国（0.9%）が同水準となっている。

表 6 主要国における中小企業向け給付金等の比較（2020 年 7 月時点）

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
対象	中堅・中小企業、個人事業主等	中小企業、個人事業主等	中小企業（対象要件あり）、個人事業主等	中小企業（対象要件あり）、個人事業主等	小規模企業、個人事業主等
給付額の例	持続化給付金：最大 200 万円 家賃支援給付金：最大 600 万円	PPP：最大で人件費の月平均額の 2.5 倍が返済免除 EIDL アドバンス：最大 1 万ドル	SBGF：1 万ポンド RHLGF：最大 2 万 5000 ポンド SEISS：ひと月最大 2,500 ポンド	緊急支援：最大 1 万 5000 ユーロ つなぎ支援金：最大 15 万ユーロ	連帯基金支援金：ひと月最大 1,500 ユーロ、追加給付は 2,000～最大 1 万ユーロ
課税有無	課税対象	PPP：非課税	課税対象	課税対象	非課税
予算規模【対 GDP 比】	計約 6.3 兆円【1.1%】	計 6900 億ドル（約 75.2 兆円）【3.2%】	計 207 億ポンド（約 2.9 兆円）【0.9%】	計 746 億ユーロ（約 9.1 兆円）【2.2%】	80 億ユーロ（約 1.0 兆円）【0.3%】

（注）対 GDP 比は、2019 年の名目 GDP と比べた数値。

（出典）筆者作成。

## 2 給付の迅速性

今般の給付金は、売上高の急減に直面している中小企業等の事業継続を支えるという緊急性が高いものであったため、中小企業等に対して迅速に給付金が届くことが重要視された。

表 7 は、感染拡大初期における給付金の導入に関して、受付開始までの大まかな日程を主要国ごとに整理したものである。これを見ると、日本は申請受付の開始時期が他国と比べて 1 か月程度後だったことがわかる。背景には様々な事情があったと考えられるが、大きく要因を分けると、感染状況の差異もあり政策形成の始動時期<sup>39</sup>が他国と異なることと、始動から受付開始に至る期間が比較的長かったこと（24 日間）が指摘できる。政策形成の始動時期は、感染状況の相違と、それに応じた政策判断のタイミングに関する論点となり、始動から受付開始まで

<sup>35</sup> 邦貨換算にあたっては、“Exchange Rates selected indicators.” International Monetary Fund Website <<https://data.imf.org/regular.aspx?key=61545862>> における 2019 年の実績値（月次データの平均）に基づき、以下、次のレートを用いる。1 ドル=109.01 円、1 ポンド=139.14 円、1 ユーロ=122.03 円

<sup>36</sup> 給付金は益金に算入されるが、結果的に損金の方が多ければ課税所得は生じず、その場合は課税対象にならない。

<sup>37</sup> 課税の有無に関しては、課税対象とすることで利益が上がっている企業等からは事後的な納税が得られるため、法人所得の多寡に応じた給付が実現されるという面での制度的利点を指摘する意見もある。

<sup>38</sup> ただし、返済免除条件付きの融資である PPP 向けの予算を全て含めた数字である。なお、PPP は、雇用調整に対する助成の目的・機能も有するため、雇用調整助成金（日本の例）に充てられるような予算分が上乘せされているものと解釈することもできる。

<sup>39</sup> ここでは緊急事態宣言の発出等又は経済対策の発表のいずれか早い日付とした。

の期間は、政策形成に要した時間や手続に関する論点となる。

また、申請受付から実際に給付されるまでの期間も重要である。この給付事務の迅速さに関して、ドイツの緊急支援プログラムでは、オンラインでの申請システムを採用して早期に申請

受付を開始した州<sup>40</sup>があり、申請から 2 日後に給付がなされた例が紹介されるなど、手続の迅速さがドイツ国外でも好意的に報道された<sup>41</sup>。

英国の SBGF では、給付の要件となっている課税情報を基に、地方自治体が給付対象企業を割り出して該当企業に通知を行うという事務手順になっている<sup>42</sup>。行政が持つ課税情報を活用した対象企業の効率的かつ網羅的な抽出と、その後の審査事務の短縮を実現し得る方法と言える。また、米国の PPP では、全米各地の金融機関の他にフィンテック企業<sup>43</sup>も申請先（融資提供企業）として登録を受け、非常に多くの受付ルートによって早期に大量の融資申請が承認された<sup>44</sup>。

日本の持続化給付金（第 1 次補正予算事業）は、公募で選定した事業者に事務を委託する体制で実施されたが、選定された事務局団体から事務の再委託やその先の業務外注が複雑に行われていた<sup>45</sup>。このような執行体制が適切であったか、事務の迅速性の観点からも評価・検証が必要であろう。

ただし、給付事務において、給付の迅速さと事務処理の正確性又は公平性には、一定のトレードオフ関係が生じる可能性がある。米国では、PPP において金融機関が既存の取引先企業への融資を優先させた例が報告され、また、融資の迅速さを重視したために融資審査に厳格さが

表 7 主要国における給付金等の導入日程の事例

	緊急事態宣言等	経済対策発表	予算成立	申請受付開始	所要日数
日本（持続化給付金）	4/7	4/7	4/30	5/1	24 日
米国（PPP）	3/13	—	3/27	4/3	21 日
英国（SBGF）	3/23	3/11	3/17	4/1 以降	21 日
ドイツ（緊急支援）	3/22	3/23	3/27	3 月末	9 日
フランス（連帯基金）	3/16	3/17	3/23	3/31	15 日

(注) 所要日数は、緊急事態宣言等又は経済対策発表のうちの早い日付から、申請受付開始までの日数を示している。

(出典) 筆者作成。

<sup>40</sup> 実際の給付事務は、州の政策金融機関（投資開発銀行等）が担っている例が多い。“Coronavirus: immediate federale conomic assistance now available,” 2020.3.29. Bundesministerium für Wirtschaft und Energie Website <<https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Pressemitteilungen/2020/20200329-coronavirus-immediate-federal-economic-assistance-now-availabl e.html>>

<sup>41</sup> 「申請 2 日後に 60 万円も フリーや芸術家支援 ドイツ」『朝日新聞デジタル』2020.4.5; Melissa Eddy, “‘Stress-Free’: Coronavirus Aid Flows Quickly to Berlin’s Self-Employed,” *New York Times*, 2020.4.3 等。早期の申請システム構築が可能となった背景として、ベルリン州では、州による別の助成金に対応する形で約 1 週間前から関連のシステム構築作業が始められていたことが紹介されている（「ドイツはどうやって「2 日」で助成金支払いを実現したのか？開発元銀行インタビュー」『ITmedia ビジネスオンライン』2020.5.14）。

<sup>42</sup> “Check if you’re eligible for the coronavirus Small Business Grant Fund,” *op.cit.*(22)

<sup>43</sup> IT を駆使して決済・融資・送金等のサービスを提供する新興企業。これら企業では、オンライン受付による迅速・小口の融資提供が可能となっている。

<sup>44</sup> John Reosti and Penny Crossman, “Fintechs OK’d to make emergency small-business loans.” *American Banker*, 2020.4.14. 結果として、II 章で述べたとおり、4 月 3 日から 15 日までの 2 週間弱で当初の予算枠を消化し、新規受付が一時停止される事態になった。

<sup>45</sup> 当該事務委託に関しては、事務局を委託した団体の選定基準の不透明さ、当該団体の事務再委託に対するいわゆる「中抜き」疑惑、事務再委託や業務外注が多数行われたことによる管理の複雑化等の問題が議論になっている（「疑惑深まる持続化給付金」『週刊東洋経済』6934 号, 2020.7.18, pp.44-45; 「「電通」「中抜き」深まる疑惑（上）持続化給付金事業」『東京新聞』2020.6.26; 「持続化給付金、疑問だらけ」『朝日新聞』2020.6.11）。

求められず、不正行為が生じる可能性を高めたとも指摘されている<sup>46</sup>。ドイツの緊急支援プログラムについても、簡便な申請システムを悪用したなりすまし申請や詐欺、システムへのサイバー攻撃が多数発生している<sup>47</sup>。迅速な給付と不正受給等の抑制をどのように両立させるかは、各国に共通する課題と言える<sup>48</sup>。

### 3 最近の動向

中小企業向け給付金に関して、各国における最近の動向を紹介する。日本では、8月7日に、新型コロナの影響の長期化に備えて補正予算で計上していた予備費から、持続化給付金の予算に9150億円を充てること閣議決定された<sup>49</sup>。これにより、持続化給付金の予算は、総額で5兆1726億円に拡大している。

米国では、8月8日が申請期限となっていたPPPについて、期限到来に伴い新規受付が停止された。一方、PPPの期限延長や返済免除条件の緩和等も想定されている追加経済対策については、内容をめぐる与野党の対立が長期化している<sup>50</sup>。9月段階で、与野党合意の見通しは立っておらず、PPPは新規受付の停止が継続している。

英国では、8月17日から、個人事業主所得支援制度（SEISS）の第2次給付として、3か月分で6,570ポンドを上限とする給付が開始されている<sup>51</sup>。ドイツでは、つなぎ支援金の申請期限が9月30日まで延長され、その後、9～12月を対象期間とする第2次給付を10月から開始する計画が公表されている<sup>52</sup>。

フランスでは、8月14日のデクレ<sup>53</sup>により、連帯基金支援金（第1次支援）が延長された。コロナショックの影響が大きい業種<sup>54</sup>の中小企業等に限り、7～9月を対象期間とする給付（該当月当たり最大1,500ユーロ）が行われる。さらに、9月25日には、新型コロナの感染拡大による営業規制等の再強化に伴い、影響を受ける企業等を対象として、同支援金の第1次支援を拡充することが発表された<sup>55</sup>。

<sup>46</sup> GAO, *op.cit.*(18), pp.36, 243-244.

<sup>47</sup> „Corona-Soforthilfen: Tausendfach Verdacht auf Betrug,“ 2020.5.7. tagesschau.de Website <<https://www.tagesschau.de/investigativ/ndr-wdr/corona-soforthilfe-betrug-101.html>>; Karin Matussek, “Germany’s Corona Aid Was Fast—But so Were the Fraudsters,” 2020.4.16. Bloomberg Website <<https://www.bloombergquint.com/global-economics/germany-s-covid-19-aid-was-fast-but-so-were-the-fraudsters>> 等。

<sup>48</sup> 最近では、日本においても持続化給付金の不正受給が問題化している（「持続化給付金 簡素化が狙われた」『産経新聞』2020.9.21；「持続化給付金 簡略申請の隙」『日本経済新聞』（名古屋版）2020.9.18 等）。

<sup>49</sup> 「麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（令和2年8月7日（金曜日）」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/conference/my20200807.htm](https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20200807.htm)>

<sup>50</sup> 「米、遠のく追加経済対策」『日本経済新聞』2020.9.12.

<sup>51</sup> “Check if you can claim a grant through the Self-Employment Income Support Scheme,” 2020.9.24. Gov.UK Website <<https://www.gov.uk/guidance/claim-a-grant-through-the-coronavirus-covid-19-self-employment-income-support-scheme>>

<sup>52</sup> „Überbrückungshilfe für kleine und mittelständische Unternehmen.“ <<https://www.ueberbrueckungshilfe-unternehmen.de/UBH/Navigation/DE/Home/home.html>>

<sup>53</sup> Décret n° 2020-1048 du 14 août 2020 modifiant le décret n° 2020-371 du 30 mars 2020 relatif au fonds de solidarité à destination des entreprises particulièrement touchées par les conséquences économiques, financières et sociales de la propagation de l'épidémie de covid-19 et des mesures prises pour limiter cette propagation <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042237969/>>

<sup>54</sup> 飲食、ホテル、観光、レジャー、文化関連産業等が対象となる。

<sup>55</sup> “De nouvelles mesures de soutien pour les entreprises impactées par les nouvelles restrictions d'accueil au public,” 2020.9.25. economie.gouv.fr Website <<https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/nouvelles-mesures-soutien-entreprises>>

## 今後の課題—結びにかえて—

コロナショック下において主要国で導入された中小企業向けの給付金は、事業継続の危機に直面した中小企業等を支える緊急対策の役割を担った。感染拡大防止策として外出や営業を制限し、生産と需要を人為的に抑制しながらも、短期的に企業倒産の急増を回避できたこと<sup>56</sup>は、給付金を含む中小企業向けの支援が一定程度機能したことを示している。

主要国の中小企業向け給付金は、順次、当初の申請期限を迎えているが、特定の業種で厳しい経営環境が続いていることなどを背景に、部分的に期限延長や追加給付を実施する動きが見られる。日本においても、持続化給付金の2回目の給付を求める声があり<sup>57</sup>、今後の感染動向と経済動向によっては、給付の追加を検討すべき局面を迎えることもあり得よう。

一方で、給付金は、経済ショックに対応した緊急かつ短期的な支援策であり、中小企業等の事業自体を強化し、事業の将来見通しを改善させるような政策ではない。政策介入による企業倒産の回避を必要以上に続けた場合、財政支出の拡大、非効率な企業の温存<sup>58</sup>、労働力の非効率な配置等、経済全体への負の影響が強まるとされている<sup>59</sup>。加えて、人々の生活様式の変化等により、新型コロナ終息後の産業・就業構造が感染拡大前と異なることを想定すれば、中長期的には、資本や労働力の産業間又は企業間の移動を阻害しない政策が必要になるとの指摘は少なくない<sup>60</sup>。

日本では、給付金のみならず、緊急融資や公的信用保証等を含めた幅広い資金繰り支援によって、倒産件数の増加が抑えられてきた。一方で、1～8月の休廃業・解散件数は前年同期比で23.9%増加しており、新型コロナの影響で急激な業績悪化に陥り、先行きが見通せないまま事業継続の意欲を失う経営者が増えている状況と分析されている<sup>61</sup>。倒産回避に重点を置いた短期的な資金繰り支援は、このような状況に対する抜本的な解決策にはならない。当面は、資金繰り支援や経営改善支援を継続しつつも、中長期の観点からは、転業や事業譲渡に対する支援、廃業時の経済的・精神的負担を緩和する支援、廃業後の再チャレンジへの支援等を、効果的に実施していくことが重要になる。感染動向と経済動向を同時に見極めつつ、適切なタイミングで支援の重点を調整又は転換していくことが求められよう。

<sup>56</sup> 川口康平「「休業要請」「補助金」は企業に何をもたらしたか」『週刊東洋経済』6940号, 2020.8.29, pp.86-87; 「注意を要する経済政策効果—巡後の中小企業の資金繰り・雇用の行方」『経済マンスリー [米国]』2020.7.31. <[http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2020/monthly\\_us20200731.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2020/monthly_us20200731.pdf)>; 上田晃三ほか「コロナ禍における企業退出: 日本の企業レベルデータに基づく実証分析」経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/publications/nts/20e065.html>>; “Germany haunted by spectre of zombie companies,” *Financial Times*, 2020.8.20.

<sup>57</sup> 「新型コロナ：菅内閣 コロナ追加策視野」『毎日新聞』2020.9.18.

<sup>58</sup> 不況期に非効率な企業が退出し、景気回復期に効率性の高い企業が成長することは、経済全体の生産性を高める上で重要な新陳代謝メカニズムであるとされる。

<sup>59</sup> 星岳雄「経済教室 未来先取りの改革、今度こそ」『日本経済新聞』2020.8.6; 上田ほか 前掲注(56); 後藤康雄「中小企業部門の効率性について—「ゾンビ企業」仮説の視点から—」『金融構造研究』40号, 2018.6, pp.7-9.

<sup>60</sup> 例えば、森川 前掲注(5), pp.16-17; 佐藤主光「コロナ経済対策について—財政の視点から—」小林・森川編著 前掲注(5), pp.84-85; 熊谷亮丸『ポストコロナの経済学』日経BP, 2020, pp.274-276; 細野薫「長期停滞する日本企業、コロナ後復活の条件」『週刊東洋経済』6939号, 2020.8.22, pp.86-87.

<sup>61</sup> 「2020年1-8月「休廃業・解散企業」動向調査(速報値)」2020.9.23. 東京商工リサーチウェブサイト <[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200923\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200923_01.html)>